

令和5年度「青森市一般廃棄物最終処分場」に係る事業報告書等評価結果

青森市一般廃棄物最終処分場については、西田・志田共同企業体が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和5年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年7月17日

施設名	青森市一般廃棄物最終処分場
設置目的	本市における一般廃棄物を適正に処理（埋立処分）し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
所在地	青森市大字岩渡字熊沢250番地
指定管理者	【名称】西田・志田共同企業体 【代表者】代表 株式会社西田組 代表取締役社長 西田 文仁 【住所】青森市大字荒川字柴田102番地1
指定期間	平成31年4月1日 から 令和6年3月31日 まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	施設管理業務（手数料収納等事務含む）、ごみ埋立処分業務、浸出水処理施設維持管理業務それぞれにおいて、計画どおりに職員が配置され、適切に管理が行われている。 また、協定書及び仕様書に基づく設備・機器等の保守点検のほか、老朽化した本施設の状況に合わせた管理が行われている。	○	
運営について	施設利用者を対象としたアンケートを実施し、評価結果や施設利用者から寄せられた意見等については、職員研修等により職員間で情報共有し待遇改善に取り組まれていることは、利用者に対するサービス向上につながるものと判断できる。	○	
事業実施結果について	これまでの搬入指導経験及び本市への疑義照会等により、公平・適正な搬入指導が行われており、また、廃棄物処理については、セル式サンドイッチ工法により適正に埋立処分されている。 加えて、当該処分場の埋立地から排出される浸出水についても、水質基準を遵守し、適正に処理された後、放流されている。	○	
収支決算書について	指定管理料以外の経費混入や予算と決算の大きな乖離もなく、概ね適正に予算執行が行われている。 また、当該企業体構成員2団体の収支配分は概ね50対50であることから団体間の配分額に偏りがなく、公平なものとなっている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況、事業実施結果、収支決算内容を総合的に評価した結果、概ね適正な管理運営が行われたものと判断する。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市環境部清掃管理課
【電話】 017-718-1179
【メール】 seiso-kanri@city.aomori.aomori.jp